

恩納村ロケーション撮影に関する運用要綱

(趣旨)

第 1 条 近年増加している恩納村の海浜ゾーンにおける商業的な撮影行為（以下「撮影行為」という。）が及ぼす近隣住民への影響を防止し、海浜区域の適正利用を図る観点から、恩納村海岸管理条例（平成 14 年 3 月 20 日条例第 5 号）（以下「条例」という。）の目的に則り、海浜ゾーンにおける撮影行為について（以下「本要綱」という。）を定めるものである。

(適用範囲)

第 2 条 本要綱の適用範囲は、条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する恩納村域すべての海浜区域とする。

(許可申請等)

第 3 条 恩納村の海浜区域において撮影行為を行う者は恩納村観光協会（以下「協会」という。）がさだめる様式（様式 1）により協会に申請し、許可を得るものとする。

2 協会は前項の申請があったときは、協会内部で内容精査し、適正と認めた場合は村役場及び当該自治会に事業者からの申請書を添えて申請するものとする。

3 協会は、前項の規定により、村役場及び自治会からの許可があったときは、申請事業者にたいしてその旨を通知するものとする。

(手数料の徴収)

第 4 条 協会は、本要綱に基づく許可に関して事務手数料を徴収するものとする。

2 前項の手数料は、一般社団法人恩納村観光協会会員及び一般社団法人沖縄リゾートウェディング協会会員は一件につき三千円、非会員については 5 千円とし、内一千円は撮影環境維持に充てるため当該自治会に納付するものとする。

3 手数料の納付は、発生毎もしくは月極で納付できるものとする。

(補足)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、観光協会会長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行するものとする。